

## 日本赤十字活動資金へのご協力ありがとうございました

今年度も赤十字活動資金にたくさんのご協力をいただき、ありがとうございました。令和5年度の実績は次のとおりですので報告します。

活動資金は国内外の災害救護や国際救援活動など、さまざまな赤十字事業の推進に活用しています。今後とも、日本赤十字社の活動にご理解とご協力をお願いします。

合計活動資金額		4,565,000円
内 訳	会費	4,563,500円
	寄付金	1,500円
協力いただいた人数		4,637名
内 訳	千畑地区	1,791名
	六郷地区	1,185名
	仙南地区	1,661名

## 生理用品を無償でお渡しします

女性の生理に対する貧困への対応は、当事者が声をあげにくいことから、社会的な課題となっています。町では経済的な理由で生理用品を購入できない女性を支援するため、町の防災備蓄を活用して生理用ナプキンを無償で配布しています。

**対象者**◆町内在住で新型コロナウイルス感染症の影響による、経済的な理由で生理用品の購入が難しい方

**配布物**◆生理用ナプキン昼用2パック1セット  
(1パック30個入) ※1人につき1セット。

**配布窓口**◆町福祉保健課:平日のみ  
六郷・仙南各出張所:火曜日～土曜日  
(どちらも午前8時30分～午後5時15分)

**配布時期**◆在庫がなくなり次第終了

**受取方法**◆配布窓口へ申し出るか、窓口に設置したカード(町ホームページに掲載した画像も可)を提示してください。氏名・住所などはお尋ねしません。中身が見えないよう紙袋に入れてお渡しします。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

こども子育て課

## 【任意】風しん予防接種について

妊娠初期に風しんにかかると、胎児も風しんウイルスに感染し、赤ちゃんに影響を及ぼすことがあります。その予防のため、風しん予防接種費用の助成を行います。

**対象者**◆町内在住で、今後も引き続き在住予定の方のうち、次のいずれかに該当する方

- ①今年度に満19歳から49歳になる方で、今後妊娠を予定または希望している女性
- ②妊婦のパートナーおよび同居家族(ただし、妊婦がすでに抗体のある場合は対象外)

※風しんにかかったことのある方、すでに風しん予防接種を2回受けたことのある方、町の助成を受けたことのある方、現在妊娠中の女性は対象になりません。

※②の対象のうち、定期予防接種の対象となる方(昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性)は、定期予防接種が優先されます。

**助成期間**◆令和7年3月31日(月)まで

**助成額**◆全額助成

**手続方法**◆事前に手続きが必要です。次の書類等を持参の上、町こども子育て課までお越しください。

- ①本人確認書類  
(運転免許証、健康保険証など)
- ②母子健康手帳  
※パートナーおよび同居家族の方も妊婦の接種歴等を確認しますので、妊婦の母子健康手帳をお持ちください。

**接種方法**◆医療機関に予約し、町から交付された予診票を持参して接種してください。

## おたふくかぜ予防接種費用の一部を助成します

**対象者**◆町内在住の1歳児、年長児

**接種回数**◆それぞれ1回

**助成額**◆3,000円

町こども子育て課で予診票を受け取り、契約医療機関で接種してください。契約医療機関については、町ホームページをご覧ください。

申・問 町こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904

美郷の子ども会夢応援事業

子ども会活動に係る費用の一部を助成しています

町内の子ども会活動の活性化を図るため、子どもたちが主体となって取り組もうとする事業に対して、費用の一部を助成しています。希望する方には申込書をお渡ししますので、町こども子育て課までご連絡ください。

**助成金額**◆対象経費の2分の1の額(千円未満切り捨て)  
※上限額3万円

**助成条件**◆次の条件すべてに該当すること

- ①子どもたちが中心となって企画・立案したもので、ユニークで夢のある事業であること
- ②地域の人たちや指導者(親の会等)の協力が得られること
- ③一つの子ども会の計画または近隣の子ども会と合同の計画であること
- ④飲食代を経費に含まないこと
- ⑤子ども会の預貯金や積立金などが事業の支出を上回らないこと

あきた子育てふれあいカードをご利用ください

あきた子育てふれあいカードとは、県・市町村・企業が協働して子育て家庭を応援する取り組みの一つで、県内の約1,950店舗が協賛しています。協賛店でカードを提示すると、お店独自のサービスを受けられます。利用できる協賛店にはステッカーが貼ってありますので、目印にしてください。

※全国共通で使うことができるカードを希望する方は、町こども子育て課で発行していますのでご利用ください。

■詳しくは、あきたの結婚・子育て応援情報Webサイト「いっしょにねっと。」をご覧ください。



あきた子育てふれあいカード

検索

児童扶養手当制度について

児童扶養手当は、離婚や死亡などによるひとり親家庭や、病気・けがのため身体や精神に障がいのある父親または母親をもつ家庭で、18歳になってから最初の3月31日まで(身体や精神に障がいのある児童の場合は20歳未満)の児童を養育している方に支給します。

■支給額(令和6年4月より)

支給内容	支給額(児童1人の場合)
全部支給	月額 45,500円
一部支給	月額 10,740円~45,490円

※事実上の婚姻状態にある場合には支給しません。

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・婚姻したとき、または事実上の婚姻状態(内縁・同居・生計同一)となったとき
  - ・対象児童を養育しなくなったとき
  - ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ※上記に該当する場合や転出する場合には、速やかに下記まで届け出をしてください。資格が喪失した後も引き続き手当を受給していた場合は、受給資格がなくなった月の翌月からの分を全額返還していただくことになります。
- ※公的年金を受給することになった場合も、速やかに下記まで届け出をしてください。資格喪失には該当しませんが、手当額を返還していただく場合があります。
- ※偽りその他不正な手段により手当を受けた場合、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられます。

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給します。

■支給額(令和6年4月より)

等級	支給額
1級	月額 55,350円
2級	月額 36,860円

■手当を受ける資格がなくなる主な場合

- ・対象児童が施設に入所することになったとき
- ・対象児童の障がいが政令で定める程度でなくなったとき
- ・対象児童が障がいを事由として公的年金を受給することになったとき
- ・受給者が対象児童を監護または養育しなくなったとき
- ・対象児童や受給者が死亡したとき
- ・対象児童や受給者が日本国外に住所を移したとき

申・問 町こども子育て課 こども家庭班 ☎0187(84)4904